

福祉医療のご案内

福祉医療受給者証を更新します

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和2年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

なお、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課



福祉医療受給者証について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。

受給者証は申請がないと発行ができません。

■子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

0歳～18歳（18歳到達後最初の年度末まで）の方の保護者
※保護者の医療費は助成されません。

■母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障害を有する父または母等がいる家庭（ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭）が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・ひとり親家庭で18歳以下（18歳到達後最初の年度末まで）の方を扶養する父母等
- ・ひとり親家庭で扶養されている18歳以下（18歳到達後最初の年度末まで）の方
- ・父または母に重度の障害を有す

る家庭で18歳以下（18歳到達後最初の年度末まで）の方を扶養する父母等

・父または母に重度の障害を有する家庭で扶養されている18歳以下（18歳到達後最初の年度末まで）の方

■障害者医療・精神障害者医療

心身に障害を有する方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・自閉症候群と診断されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

●対象者

- ・障害者医療、精神障害者医療、

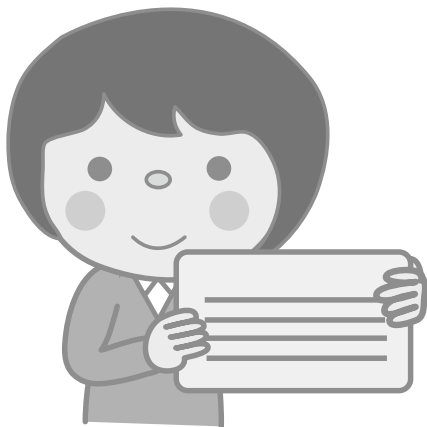
母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方

・ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されていて、生活介護を3カ月以上継続して受けている方（所得制限あり。）

・独り暮らしで住民税非課税の方（税法上の被扶養者、施設入所者は除く。）

●問合せ先

民生部住民課





手当の概要

ひとり親家庭等に対する手当

児童扶養手当(国制度)

支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満)を養育している方

●手当月額

第1子	全部支給	43,160円
	一部支給	43,150~10,180円
第2子加算	全部支給	+ 10,190円
	一部支給	+ 10,180~5,100円
第3子以降加算	全部支給	+ 6,110円
	一部支給	+ 6,100~3,060円

■愛知県遺児手当

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

支給開始 1~3年目	4,350円
4~5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

■飛島村遺児手当

●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

■障がいのある方等に対する手当

■特別児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	52,500円
②に該当する児童	34,970円

■在宅重度障害者手当(県制度)

●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

●手当月額(一人につき)

①に該当する方	15,500円
②に該当する方	6,750円

■手当に係る注意点

●所得制限

飛島村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

●生活の状況

長期入院(3か月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

●問合せ先

民生部住民課

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

- 現在皆さまがお持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。
- 保険証の色は、青色からオレンジ色に変わります。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- 期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が見直されます

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料率の見直しが行われます。

平成30・31年度		➔	令和2・3年度	
所得割率	8.76%		所得割率	9.64%
均等割額	45,379円		均等割額	48,765円
保険料賦課限度額	62万円		保険料賦課限度額	64万円

7月中旬に「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

【保険料の支払方法】

- 原則年金からの引き落としとなります(特別徴収)。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- 年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めていただきます(普通徴収)。

- 問合せ先** 民生部住民課

国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在皆さんがお持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していただく高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

高齢受給者証の色は、薄だいたい色から白色に変わります。

8月1日以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

民生部住民課





海部南部消防組合 職員採用候補者試験案内

海部南部消防組合では、次のとおり令和3年度採用職員候補者を募集します。

●採用人数
若干名

●採用職
消防職

●受験資格

①年齢・学歴

平成7年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した方または令和3年3月卒業見込みの方

②消防職員として必要な身体的適性を有する方

●受験申込手続

受験申込書(所定様式)および履歴書(所定様式)に必要な事項を自筆で正確に記入し、受付期間内に海部南部消防本部総務課へ持参し、受験申込みをしてください。なお、郵送による受験の申込みの受け付けは行っていません。
※募集要項、受験申込書、履歴書は、海部南部消防組合ホームページ(<http://www.ama119.jp>)からダウンロードできます。

●受付期間

7月15日(水)～8月25日(火)
午前8時30分～午後5時
(土曜・日曜および祝日を除く)

●試験実施日時

第1次試験

9月20日(日) 午前8時50分

●受験受付・問合せ先

海部南部消防本部 総務課

☎52-3149

救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるか分かりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学んでみませんか。

■普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

●日時

7月19日(日)

●場所

海部南部消防組合消防署

●内容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法

●定員 10名

●受講資格

在住(小学5年生以上)または在勤の方

●受講料 無料

●受講申込

電話で受け付けています。なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

※講習修了者には、修了証を発行します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、中止になる場合があります。

●申込み・問合せ先

海部南部消防本部消防課

☎52-3111

FAX 52-3114

防災ツイッター開設のお知らせ

6月1日(月)から、本村の防災情報を発信するツイッターを開設しました。

災害時に避難所の開設情報や、緊急情報、気象警報を発信します。

そのほかにも防災に関するお知らせについてつぶやきます。

原則として、飛鳥村防災情報ツイッター内での返信やフォローは行いませんが、皆さまからの返信

はお待ちしております。

●アカウント名 飛鳥村防災情報

●ユーザー名 @hb_bousai

●問合せ先

総務部総務課



村内放送の変更について

毎日午後4時に同報無線で放送している「キラリとびしまのび体操」のオルゴール放送を8月1日(土)から午後3時に変更します。

また、毎日正午、午後3時、午後5時、午後7時に吹鳴しているサイレンを正午のみに変更します。同報無線の放送や、サイレンの吹鳴は緊急時に備えた動作確認を兼ねています。

今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●問合せ先

総務部総務課

